

厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

1 改正趣旨

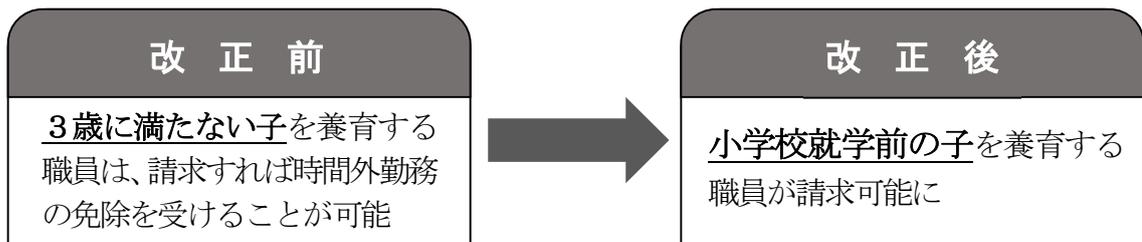
仕事と生活の両立支援を目的に、令和6年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下、介護・育児休業法）」が改正されました。国家公務員においては、介護・育児休業法の施行（令和7年4月1日）から遅れることなく仕事と生活の両立支援への対応が行われているところであり、地方公務員においても同様の措置を講ずるため、厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正をするものです。

今回の改正では、①育児を行う職員の時間外勤務の免除について対象となる子の年齢拡大、②仕事と介護の両立支援制度等を利用しやすい勤務環境の整備を行います。

2 改正内容

(1) 時間外勤務の免除対象となる子の範囲の拡大

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充するため、時間外労働の免除対象となる職員の範囲を、小学校就学前の子（現行は3歳に満たない子）を養育する職員に拡大します。



(2) 仕事と介護の両立支援制度等を利用しやすい勤務環境の整備 **【新設】**

介護離職防止を目的とした仕事と介護の両立を支援するため、次の措置を講じます。

措置内容

- ① 介護に直面した職員が申出をした場合に、両立支援制度等に関する情報を個別周知するとともに、意向確認するための面談を実施する。
- ② 職員が40歳を迎える年度において、両立支援制度等に関する情報を提供する。
- ③ 介護に直面した職員が申出をした場合、その申出を理由とした不利益な取扱いを禁止する。
- ④ 職員に対する両立支援制度等に係る研修実施、相談窓口の設置、その他の勤務環境を整備する。

3 施行日

令和7年4月1日